

XIII 農林水産物流通の部

解説

この部には、国内産米・麦類の検査数量及び米の相対取引価格、農林水産物の流通量及び価格、水産物の流通関連施設に関する統計を収録した。

各統計の概要は、次のとおりである。

1 国内産米・麦類の検査数量及び米の相対取引価格

農林水産省農産局の資料を収録した。

2 青果物・花きの流通量及び価格

(1) 主要品目別出荷量

農林水産省統計部の「野菜生産出荷統計」、
「果樹生産出荷統計」、「花き生産出荷統計」及び「花木等生産状況調査」を収録した。

a 出荷量

収穫量から生産者が自家消費した量、生産物を贈与した量、収穫後の減耗量及び種子用又は飼料用として販売した量を差し引いた重量をいう。

花き、花木等の出荷量については、鑑賞用として販売したものをいい、食用として販売したものは含まない。

b 年産区分

野菜の年産区分は、352ページ「Ⅶ 農作物の部」の解説を参照されたい。果樹については、暦年区分（当年1月～12月）を原則とするが、出荷期間が2か年にわたる場合は主たる収穫期間により区分した。花きについては、暦年区分である。

(2) 青果物の主要品目別卸売数量、価額及び価格、青果物の転送量及び野菜の国産・輸入別の卸売数量・価額・価格

農林水産省統計部の「青果物卸売市場調査報告」を収録した。

これは、全国の主要な青果物卸売市場における青果物の卸売数量及び卸売価額を調査し、価格形成の実態等を明らかにするために実施

したものである。

a 卸売数量

青果物卸売市場で「せり」、「入札」又は「相対」の方法で取引された数量（転送量を含む。）である。

b 転送量

一度青果物卸売市場に上場されて販売された青果物が、仲卸業者などを経て再び他の卸売市場に上場された数量をいう。

3 食肉の流通量及び価格

農林水産省統計部の「畜産物流通統計」を収録した。

(1) 都道府県別と畜頭数及び枝肉生産量

a と畜場

と畜場法に基づき、食肉に供する目的で獣畜（牛、馬、豚等）をと畜又は解体するために設置された施設をいう。

b と畜頭数

と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜した頭数のことで、と畜場の所在都道府県においてと畜された頭数である。

c 枝肉

と畜場において肉畜を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付き肉をいう。

(2) 食肉卸売市場別枝肉取引頭数及び価格等

a 食肉中央卸売市場

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書」の第11条第2項第1号に定められた10市場（令和4年1月現在）をいう。

b 食肉地方卸売市場

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第4項の肉用牛又は肉豚の標準的販売価格の算出に、当該市場における肉用牛又は肉豚の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとして「独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書」の第11条第2項第2号に定められた15市場（令和4年1月現在）をいう。

4 食鳥の処理羽数及び処理重量

(1) 食鳥

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥（鶏、あひる、七面鳥等）をいう。

(2) 肉用若鶏（ブロイラー）

肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（食鶏取引規格に規定する「若どり」）をいう。

5 木材、製材の流通量及び価格

農林水産省統計部の「木材統計調査」及び「木材流通構造調査」を収録した。

なお、「木材流通構造調査」は5年に1度の周期年調査で実施している。

(1) 素材

用材（薪炭材及びしいたけ原木を除く。）に供される丸太及びそま角をいい、輸入木材にあつては、大中角、盤及びその他の半製品を含めている。

(2) 製材

素材から製材品を生産することをいう。

(3) 合板

原則として単板を3枚以上用い、繊維方向を互いにほぼ直角にして接着したものをいう。

(4) 木材チップ

素材、工場残材、林地残材及び解体材・廃材からチップー等を用いて生産したパルプ、紙、繊維板、削片板等の原料とする木材の小削片をいう。

6 水産物の流通関連施設

農林水産省統計部の「漁業センサス」を収録した。

(1) 魚市場

過去1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

(2) 冷凍・冷蔵工場

陸上において主機10馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。

(3) 水産加工場

販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。